

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する
法律施行規則の一部改正について

平成 22 年 2 月 5 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

1. 改正の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第356号。以下「政令」という。）の施行等に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する。

2. 改正の内容

(1) 対応化学物質分類名の付与（別表関係）

- ・ 今般の政令改正において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「法」という。）の対象物質の見直しが行われた。新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するため、別表を改正する。

※法第6条に基づき、第一種指定化学物質等取扱事業者は届出に係る第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が企業秘密に当たるときは、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類の名称をもって届け出ることを主務大臣に請求できる。

(2) 届出事項の追加（様式第一関係）

- ・ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進及び化学物質の及ぼす環境リスクに関する国民の理解を深めるため、中央環境審議会と産業構造審議会による化管法見直し合同会合において、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の環境への排出量を把握することが重要とされた。このため、様式第一に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加を行う。
- ・ 法第8条に基づく国による届出事項の集計を効率的に行うため、届出事項が記録された二次元コードを届出書に任意で記載できることとする。
- ・ その他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日 平成22年4月1日

施行日 平成22年4月1日

なお、平成21年度に把握した法第5条第1項に規定する排出量・移動量の届け出（平成22年4月1日から6月30日までに届け出を行うもの）については、従前どおり、本省令による改正前の施行規則に基づき行うものとする。